石狩川下流域外減災対策協議会 第7回 幾春別川外地域部会 資料-4

## 減災対策における 取組状況等について(市町村・関係機関)

岩見沢市、美唄市、三笠市、新篠津村、月形町 札幌建設管理部

令和4年1月28日

## 岩見沢市

#### 【岩見沢市】石狩川下流域外(幾春別川外)の減災に関する取組の実施状況

#### 防災教育の実施

#### 1出前講座

· 令和3年7月1日(木):岩見沢市清園中学校1年生 【内容】

防災講話

令和3年8月25日(水):岩見沢市立第二小学校5年生 【内容】

防災講話、段ボールベッド作成、ダンボール間仕切り作成

令和3年8月31日(火):岩見沢市美園小学校4年生 【内容】

防災講話

・その他、町内会等で4件実施

#### ②防災関係有資格者連絡会議

地域の防災リーダーの育成及び防災関係有資格者と地域との連携・協力体制の構築のため、市内在住の防災関係有資格者を対象に令和元年度より会議を実施。 今年度は、より地域の実情に合った活動とするため、市内を5ブロックに分け会議を実施。

#### 【内容】

避難所の運営方法の説明、各避難所の備蓄品の紹介、備蓄品の体験など、各ブロックで活動を実施。

#### ③一日防災学校

令和3年10月29日(金):岩見沢市栗沢小学校5年生·栗沢中学校1年生 【内容】

防災講話、段ボールベッド作成、段ボール間仕切り作成、簡易トイレ作成、 消防訓練(応急担架作成・負傷者搬送訓練、心肺蘇生訓練、応急手当訓練)



防災講話



段ボールベッド作成



段ボール間仕切り作成

#### 【岩見沢市】石狩川下流域外(幾春別川外)の減災に関する取組の実施状況

#### 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定状況調査

令和2年度に浸水想定区域内及び土砂災害戒区域内に立地する要配慮者利用施設141施設に対して行った計画 策定状況調査を基に、未策定の施設への訪問、計画作成の助言を実施。令和3年度中に全施設策定予定。

#### ハザードマップの修正

大河川と中小河川のハザードマップ(冊子版)の洪水浸水想定区域を計画規模から想定最大規模へ修正。これまで、想定最大規模で作成していたA3版は廃止。

#### 【変更点】

• 対象河川

大河川:5河川→10河川 中小河川:8河川→31河川

• 情報ページ

ペット避難に関する記述の追加、避難方法に関する記述の修正

#### 第7回 石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会 意見交換テーマ

水害の経験者が減少する中、防災・減災意識の継承に向けた取組、課題等

#### 【取組】

- ・町会や学校を対象とした出前講座の中で、昭和56年8月の水害、平成24年9月の南利根別川の溢水、令和元年8月の記 ■録的短時間大雨による被害状況を講話の中に取り入れることにより、市民の水防意識の啓発に取り組んでいる。
- ・今年度、大河川及び中小河川の洪水ハザードマップ(冊子版)を想定最大規模降雨によるものに修正し、町会、自治会長、 要配慮者利用施設に配布するとともに、ホームページや広報紙へ掲載することにより、市民の水防意識の啓発に取り組んでい る。また、洪水ハザードマップへの理解を深めるため出前講座実施時において依頼のあった町会、学校周辺の洪水ハザード マップを用いて、洪水ハザードマップの見方や避難方法、避難するタイミング等を説明してより身近に感じてもらえるよう講 座の内容を工夫して行っている。

・令和元年度より、地域防災力の向上、地域防災リーダーの育成を目的に、防災士などの防災関係有資格者による連絡会議を |定期的に開催している。より地域の実情に合った活動をすすめるため、今年度から市内を5つのブロックに分けて取り組みを すすめている。会議の内容としては、グループ討議や避難所運営方法の研修等を通じて実施するとともに、防災の専門家や地

## 見

沢

#### 【課題】

・出前講座の実施は、比較的浸水被害が想定されやすい地域の町会、学校については年に1回程度定期的に実施しているとこ ろも多くあるが、浸水被害があまり想定されない地域については、出前講座を実施する機会が少なく、同じ市内であっても地 域間に水防意識に対する温度差がある。

|域防災の実践者を講師に招き研修会を開催することにより、有資格者の防災に関する知識の向上を図っている。

- ・災害時において共助の重要な役割を担う町会・自治会役員の高齢化や役員の担い手不足。
- ・大きな災害(水害)を経験していない状況での職員の災害対応。

#### 【課題解決へ向けた取組】

これらの課題についてだが、出前講座の依頼件数が年々増加傾向にあるかことから、市民の防災意識は向上してきていると考 えられる。また、防災関係有資格者会議を継続して開催していく中で、地域(町会)役員を招くことにより、より地域との連 携を図れるよう実施している。いつ起きるかわからない災害対応については、毎年職員の訓練を実施することによりスキル アップを図っている。

## 美唄市

#### 【美唄市】美唄市で防災・減災に向けた1日防災学校を実施しました

#### 1日防災学校の概要

目 的 1日防災学校は、北海道が推進している取組であり、防災部局と教育委員会が連携し、防災の要素を 取り入れた授業を展開することにより、児童が防災について考える1日とする。

実施日 令和3年9月29日(水)、30日(木)

実施場所 美唄市立中央小学校

参加人数 児童 1~6年生 317名

実施内容 各学年において、1時限ずつ防災に関する授業を行った。

各学年とも防災担当職員による授業形式により、日本赤十字社の防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」に基づいたDVDとワークシートを使用して実施した。

また、備蓄用食料品(アルファ米等)を児童に配布して持ち帰ることにより、家庭への波及的効果を期待した。

#### 1日防災学校の実施内容







#### 第7回 石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会 意見交換テーマ

|水害の経験者が減少する中、防災・減災意識の継承に向けた取組、課題等 ・昭和56年の水害について、令和3年に発行した「美唄市防災ガイドブック」の表紙に被災写真を掲載することによ り、被災した方については、災害の記憶を風化させないこと、被災していない方については、美唄市においても水害 のリスクがあることを認識していただくことにより、防災・減災意識を継承している。 ・平成28年度にタイムラインを策定する際、昭和56年水害の情報をタイムライン策定に関わる市職員が共有し、防災 対応行動のタイミングに取り入れている。 ・コミュニティタイムラインの策定にあたり、自主防災組織によるワークショップを開催しており、ワークショップ において昭和56年水害を経験した方が浸水場所や時間など当時の状況を話すことにより、当時の状況が出席者に共有 されるとともに、コミュニティタイムラインに反映されている。 美 唄 市

## 三笠市

## ①防災教育について

- The state of the s
- ・三笠市立三笠小学校(9月24日) 社会科学習の一環として災害に関する授業を実施。
- ・三笠市立萱野中学校、三笠市立岡山小学校(10月8日) 町内会(萱野連合町内会)と合同で地域単位の防災訓練 を三笠市立萱野中学校で実施。

## ③避難行動の理解促進

・幾春別連合町内会(10月9日) 災害に関する講習会を実施し、避難行動の内容について説明。



- ④要配慮者利用施設における避難計画・訓練
- ・対象5施設 法令に基づく訓練の実施について継続的に要請。

## ⑤学校における避難確保計画

・北海道三笠高等学校(7月9日)

地域防災計画において避難確保計画の作成対象に指定していないが、学校における避難確保計画作成の重要性について関係者に説明を実施。

#### 第7回 石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会 意見交換テーマ

|水害の経験者が減少する中、防災・減災意識の継承に向けた取組、課題等 幸いにも、当市は災害対策本部の設置が必要となる規模の災害が少ないことから、住民・職員双方における災害経 |験の継承は、難しい部分が多いと感じております。 しかし、当時の災害から人口規模や対応策等、変化しているものも多いことから、単に経験の継承だけにとらわれ ず、現代の人口規模や対応策で最新かつベストなものを市民に周知することが必要かと考えております。 特に高齢者との座談会等の場では、地元で発生した記憶に残る災害は、よりリアルにイメージできるという点も多 いことから、過去の教訓を最新の対応策で解決するという提案(例~スマートフォンや地デジデータ放送での住民周 知)等も増やしていきたいと考えております。 笠 市

## 新篠津村

#### 【新篠津村】中学生を対象に避難所運営訓練(Doはぐ)を実施しました

目 的:避難所での生活についてゲームを通じて想像してもらうことにより、日頃の備えや、避難者自身

が運営に携わることの重要性を考えてもらう。

実 施 日:令和3年10月18日(月)

実施場所:新篠津中学校

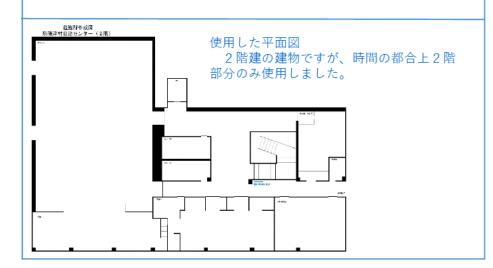
参加機関:新篠津村

#### 防災学校

当日はまず、学校が主体となって全校生徒を対象にした避難訓練を行い、その後、役場防災担当職員により、生徒たちに避難後の生活について想像してもらうため避難所運営ゲームを実施しました。

今回は冬の日曜日の日中に地震が発生し、ライフラインがすべて使用できないという想定でゲームを行いました。

ゲームで使用する平面図は実際の指定避難所である新篠津村自治センターのものを使用し、授業時間の都合で35分程度で終了するよう調整しての実施となりました。



#### 実施の様子



はじめに、ルールの確認を行い、その後グループに分かれてゲームを実施しました。

実際にゲームが始まると、各グループとも積極的な発言が見られ、真剣に取り組んでいる様子でした。

ゲーム終了後の感想では「今まで避難所での生活について考えたことはなかったが、いろいろな要望に応えながら避難所を運営していくのは大変だと思った」等の声が聞かれました。

万が一、今後災害が発生し、避難所 を開設する折には、成長した生徒たち が、運営に協力してくれることを期待 します。



時折、先生や職員のアドバイスを聞きながら真剣に取り組む生徒たち



#### 第7回 石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会 意見交換テーマ

水宝の経験者が減少する中	R大兴·	・減災意識の継承に向けた取組、	<b>課題等</b>
1小百以准然有从"贱乡乡る下、	1971 X		

56水害を経験した人の高齢化及び減少、さらにそれ以降大きな水害に局面していないため、住民や役場職員の災害 に対する経験値が低い。

新篠津村自主防災組織連絡会を令和2年度に立ち上げており、その役員の中で56水害の話になり、今後、防災の認識として経験者の話を聞き、何らかの手段を用いて、住民に対して継承していかなければならないと確認している。 自主防災組織として、コロナ感染拡大防止もあり、活動ができていない状況でもあるため、活動の一環として、過去の災害の体験談や今後の対策について、考えていく予定。

#### 新

篠

津

村全体として水害が発生した場合、洪水ハザードマップ上、全村が洪水になることになっているため、各地区の指定避難所のうち、使用不可能な避難所(1階しかない施設)がでてくるため、地区住民への避難所への誘導を臨機応変に考えていかなければならない。

自助・共助が近年重視されていることから、避難所より近くの2階建て以上の住家に避難することも選択肢として 住民に指導していく必要がある。

年に一度の中学生を対象とした防災教室や各自治区単位で行っている防災訓練において防災に対する意識を十分に 意識してもらえうようにしていく。

村

## 月形町

## 概ね5年で実施する取組の取組状況

⑥ 市民等を対象とした防災教育の実施、防災意識の啓発

#### 令和3年に実施した防災教育

1	町内ボランティア及び婦人団体を対象とした防災講話	3月29日
2	月形中学校全校生徒を対象とした防災訓練・講話	9月30日
3	北農場第1行政区住民を対象とした防災講話	11月13日
4	知来乙行政区住民を対象とした防災講話	11月24日
5	月形町赤十字奉仕団員を対象とした防災講話	11月26日

#### 講話の概要

映像による過去の災害映像及び月形町での災害の周知、災害時における注意事項、 日頃の備え等について資料を作成し45分~60分間で講話

※ 防災教室の様子を資料で添付

その他に月形町で備蓄している防災食料等のうち、賞味期限が迫っているものを、 防災教育参加者に配布して、町で備蓄している防災食を知ってもらうとともに、期 限切れによる食品ロスの軽減を図る。

また、町で所有する防災用品を紹介することにより、災害時に避難所へ携行する必要がある物品の目安となる。

#### 展示品準備









展示用として段ボールベット、パーティション、簡易トイレ、防災毛布、カーペット、エアマット、電池式ランタン、アルファ米各種、保存水を準備

パーティション、段ボールベットの作成は、月形中学校教諭の支援を頂き作成要領を説明しながら実施生徒以外にも月形中学校教頭以下各教諭及び教育長にも備蓄品について見学

#### 防災講話









避難訓練終了後、休憩及びパイプ椅子を準備して講話準備 当初、防災講話を実施、内容として東日本大震災、胆振東部地震、H28北海道における大雨災害によ る被害状況について概ね1つ3分~4分の報道等の動画を紹介

#### **DoHUG**





防災講話終了後、休憩及び机を移動させDoHUGを準備 DoHUGを実施、全学年42名を7名6個班に編制、各班には1年生から3年生を混成させ3年生が各班を統制、その他に各班に教諭を配置して進行を補佐

#### 展示品見学







DoHUGを継続しながら、2個班づつ展示品の見学を実施

段ボールベットについては、オリンピックで選手村における段ボールベット破壊動画の影響か耐久性に関し非常に関心を持っている生徒が多かった。

また、パーティションについても中に入ってもらい広さについて体感してもらえることができた。

#### 第7回 石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会 意見交換テーマ

水害の経験者が減少する中、防災・減災意識の継承に向けた取組、課題等

|退職自衛官を防災対策職員として採用することで、即戦力を確保

近年、自然災害が多く発生し、防災・危機管理の対応が求められています。専門の防災職員の育成には長時間を要します。自衛隊では、幹部クラスで防災の専門家に必要な能力をつける「地域防災マネージャー」制度があり、一般 公務員と比較して自衛官は、55・56歳の若年で定年退職する。資格取得した自衛官は、退職後に自治体で防災・ 危機管理の向上を図ることを目的として採用され、月形町でも有資格者である退職自衛官を令和2年2月に採用し て、防災・減災に対応。

北海道内自治体 1 7 9 市町村中 5 9 市町村、道庁及び 3 振興局(渡島・上川・釧路)で退職自衛官を防災担当者として採用(令和 3 年 1 0 月 1 日現在)

地域防災マネージャーとは、

自衛官幹部が、教育を通じて「防災行政、国民保護、警察・消防の運用知識」を取得。さらに、勤務時に培った能力 「総合管理要領、自衛隊運用、訓練指導能力、国とのネットワーク」をもって資格を取得とする。(佐官クラスの自 衛官)

形

町

地域防災マネージャーとして採用されるまで、

知識経験を有するものを、防衛省から内閣府に申請し内閣府が証明する。 自治体が自衛隊に募集申請し、地域を管轄 する旅団長が適任者を決めて決裁を受けたものが自治体の採用試験を受けることができる。

空知総合振興局管内では、滝川市、上砂川町、長沼町、月形町の4市町が地域防災マネージャー制度を活用して退職自衛官を採用

## 北海道



#### 石狩川下流域外減災対策協議会

## 北海道の取組について

【令和3年度地域部会(第7回)】

北海道 空知総合振興局 札幌建設管理部 北海道 上川総合振興局 旭川建設管理部

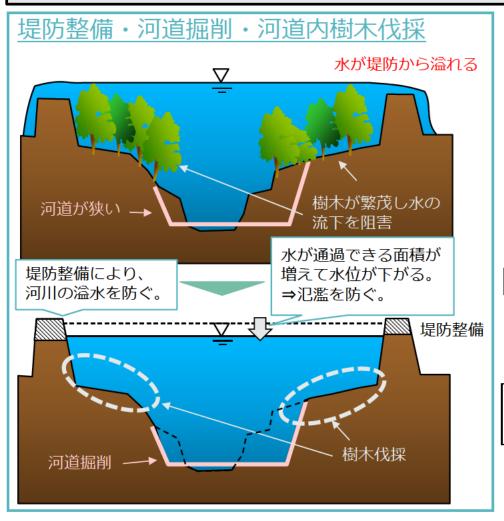


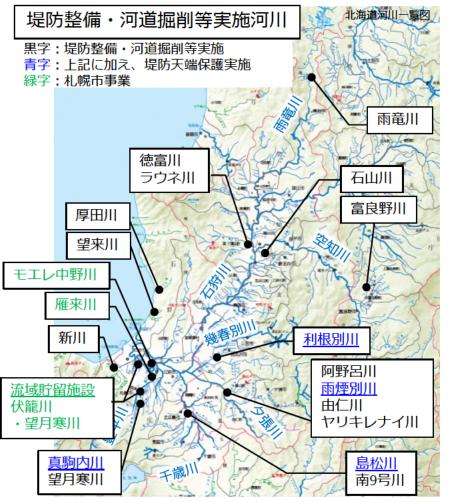
## R3年度 北海道の取組の概要

	項目	取組内容
1. 八一ド対策		堤防整備の実施
	洪水氾濫を未然に防ぐ	河道掘削の実施
		樹木伐採の実施
	大規模水害による 壊滅的な被害を軽減する対策	堤防天端保護工の実施
2. ソフト対策	情報伝達、避難計画	水位周知河川の追加



- ・洪水を安全に流下させ、洪水氾濫を未然に防ぐ対策(継続的に実施)
- ・堤防整備:河川の水が人家にある地域に侵入しないようにする。
- ・河道掘削・河道内樹木伐採:洪水時の水位を低下させる。







豊平川部会:実施状況







望月寒川 施工済み箇所



島松川 施工済み箇所



望月寒川 施工済み箇所



#### 夕張川部会

#### 幾春別川部会



雨煙別川 施工済み箇所



南利根別川 施工済み箇所



阿野呂川 施工済み箇所



南利根別川 施工済み箇所



空知川部会

#### 雨竜川部会

# 河道掘削

ラウネ川 施工済み箇所



石山川 施工済み箇所



雨竜川 施工済み箇所

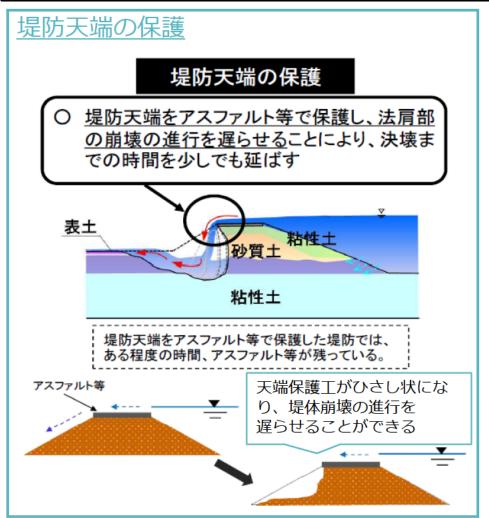


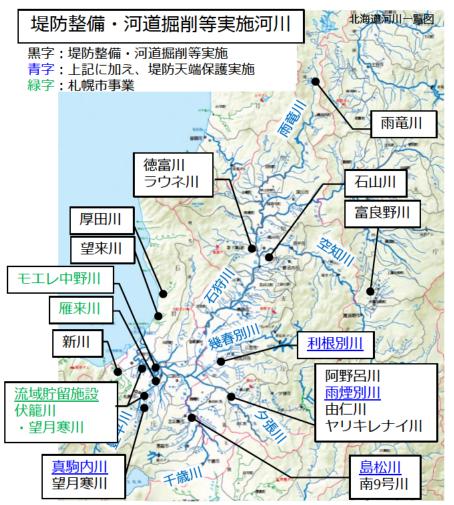
富良野川 河道掘削



#### R2年度の実施状況とR3年度の取組について 1. 八一ド対策 1-2. 堤防天端の保護

- ・氾濫が発生した場合にも被害を軽減する対策(継続的に実施)
- ・堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防崩壊の進行を遅らせる。
- ・堤防決壊までの時間を遅らせることにより、避難できる時間を延ばすことが可能。







- ・洪水を安全に流下させ、洪水氾濫を未然に防ぐ対策
- ・堤防整備、河道掘削等の対策を継続して実施
- ・氾濫が発生した場合にも被害を軽減する対策(堤防天端の保護)についても実施

豊平川部会:実施状況



真駒内川 施丁済み箇所

千歳川部会:実施状況



島松川 施工済み箇所

#### 夕張川部会



雨煙別川施丁済み箇所

#### 幾春別川部会



利根別川 施丁済み箇所



#### R3年度の実施状況 2. ソフト対策 2-1

#### 2. ソフト対策 2-1. 水位周知河川の追加

- ・水防法において、「洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川」は、水位周知河川の 指定対象となる。
- ・近年の被災状況を踏まえ、役場等の所在地に係る河川も「洪水により相当な損害を生ずる おそれがある河川」に当たることが想定されることが示された(H29年3月国交省通知)。

国水環防第26号平成29年3月24日

各都道府県知事 あて

国土交通省 水管理·国土保全局長

水位周知河川等の指定促進について

平成二十八年八月に北海道・東北地方を襲った一連の台風(以下「今般の台風」という。)による甚大な被害を踏まえ、平成二十九年一月十一日に社会資本整備審議会から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申された。本答申においては、住民等の確実な避難の確保を図るため、水位周知河川の指定を促進すべきことが提言されたところである。

これを踏まえ、水防法第十一条第一項に基づくいわゆる洪水予報河川及び同法第十三 条第二項に基づくいわゆる水位周知河川(以下「水位周知河川等」という。) の指定の考 え方について、下記のとおり改めて周知するので、この点に十分留意して水位周知河川 等の指定の促進に努めるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第 一項に規定する技術的助言とする。

記

都道府県知事は、水防法第十一条第一項または第十三条第二項に基づき、洪水により 相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川等に指定することとされている。

「相当な損害を生ずるおそれがある河川」の意義については、「水防法の一部を改正する法律の施行について」(平成十三年七月三日国河政第四十七号各都道府県知事あて国土交通省河川局長通知)において、「洪水による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や経済活動の状況等から相当な被害が予想される河川を指すものであり、都道府県知事が総合的に判断するべきものである」こと、その具体例として、「例えば県庁所在地、地域の中核的な都市、三大都市圏等に係る河川が想定される」ことを示したところである。

一方、今般の台風による甚大な被害及び本答申を踏まえると、役場等の所在地に係る 河川も、洪水により「相当な損害を生ずるおそれがある河川」に当たることが想定され る。このため、このような河川についても、地域の実情を踏まえつつ、引き続き水位局 知河川等の指定促進に努めるようお願いする。

21. F

出典:国土交通省HP



#### R3年度の実施状況 2. ソフト対策 2-1. 水位周知河川の追加

- ・水防法では、次の河川に関する指定区分が規定されている。
- 1 洪水予報河川(水防法第11条) 流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして 指定する河川。洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同で 洪水予報を発表(すでに洪水予報河川に指定されている河川の例)。
  - ・ 国土交通大臣指定河川:石狩川、豊平川、幾春別川、千歳川、雨竜川、空知川、 夕張川 等
  - · 北海道知事指定河川:新川(札幌市)
- 2 水位周知河川(水防法第13条)

洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川。 予め洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め、これに達したときは、その旨を 水防管理者等に通知(すでに水位周知河川に指定されている河川の例)。

- ・ 国土交通大臣指定河川:厚別川、旧美唄川 等
- ・ 北海道知事指定河川:月寒川、ママチ川、利根別川、阿野呂川、熊穴川、 富良野川 等
- 3 水防警報河川(水防法第16条) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川。 北海道水防計画に基づき、水防警報を行い、その旨を水防管理者等に通知。 北海道では、洪水予報河川、又は**水位周知河川と重複して指定**。



#### R3年度の実施状況 2. ソフト対策 2-1. 水位周知河川の追加

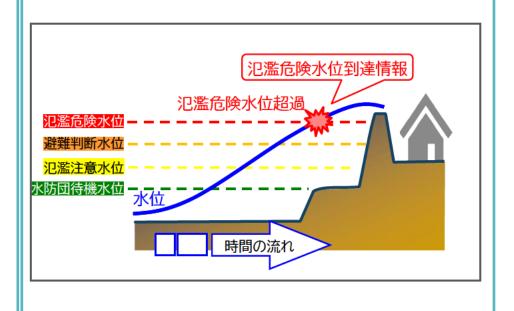
・水位周知河川では、洪水時の避難計画立案のための検討を行うとともに、洪水時には水位情報 が河川管理者から市町村や関係機関へ伝達され、水防活動等に利用される。

#### 水位周知河川での取組

- ・氾濫シミュレーションを行い、浸水想定 区域を指定。(水防法第14条)
- ⇒関係市町村では洪水ハザードマップを作成。 (水防法第15条)
- ⇒地域防災計画に記載された要配慮者利用 施設では、避難計画を策定。
- ・氾濫危険水位到達情報を通知。(右図参照)
- ・併せて水防警報河川に指定し、水防警報を 通知。(水防法第16条)
- ・ホットラインにより、氾濫危険水位 到達等の河川の状況を市町村長等に 直接知らせる。
- ・避難勧告着目型タイムラインを作成。

## 北海道知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知(水防法第13条第2項)

・特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め、 当該河川の水位がこれに達したときは、 その旨を通知。





# R3年度の実施状況

#### 2. ソフト対策 2-1. 水位周知河川の追加

- ・現在、水位周知河川の追加指定を検討中。
- ・令和3年度以降の指定に向けて、水位計整備、洪水浸水想定区域図作成を実施中。
- ・水位周知河川に指定後、避難勧告着目型タイムラインを作成予定。

#### 水位周知河川追加に係る取り組み状況・予定

取組内	R2年度迄	R3年度	R4年度以降
洪水浸水想定区域図作成			
水位計の設計及び整備	※設置済み河川は 既設水位計を活用		
水位周知河川への指定			• • • • • • • • • •
避難勧告着目型タイムライン の作成			■■■■■■■■■■■

現時点